

☆老人福祉センターは市内在住の60歳以上の皆さんがご利用できる施設です☆

きらめき 平成30年 6月号



社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
京都市山科中央老人福祉センター
〒607-8344 京都市山科区西野大手先町 2-1
山科総合福祉会館 2階
[電話] 501-0242 [FAX] 501-0340
[E-mail] r-yamashinachuo@kcsw.jp
[ホームページ] <http://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp/yamashinachuo.html>
[開所日・時間] 月曜日～土曜日(祝日除く)・9時～17時
5月18日発行(毎月第3金曜日発行)

各催しの申込方法 (日曜・祝日は休所)

申込み期間の午前9時から午後5時までに本人が来所にて受付。(FAX・代理人申込不可)



お顔の筋トレ&体のストレッチ

☆全7回コース☆

日時：6月1日・15日 7月6日・20日
8月3日 9月7日・21日

※毎月第1・3金曜日(8月は3日のみ)
午後1時30分～3時

指導：川崎 美智子さん

定員：20名(女性のみ)

持ち物：バスタオル、筆記用具、飲み物

申込：5月21日(月)～25日(金)

※多数の場合抽選

お顔キラキラ
美しくなあれ！
心も体もほぐし
てリフレッシュ
しましょう。



朝から元気にうたごえサロン

日時：6月28日(木)

午前10時～11時30分

さわやかな1日のはじまりを！

アコーディオンの伴奏でみんなで一緒に歌います♪

講師：青木 実さん(通称：アコ弾き青爺)

定員：70名

申込：6月14日(木)～21日(木)

※多数の場合抽選



ふるさと山科を学ぼう会



☆6月のテーマは、渋谷街道・旧渋谷街道/
妙見道・東海道線(現・旧)です。

日時：6月12日・26日

(7月からの予定)

7月10日・24日 8月14日・28日

9月11日・25日 10月9日・23日

11月13日・27日 12月11日

※いずれも第2・4火曜日 午後1時30分～3時30分

山科検定テキストとなっている『区民が選んだ魅力を訪ねて京都山科 東西南北』を基本テキストにしながら、毎回テーマを設定して、歌・講義・DVD視聴・練習問題等を織り交ぜた学習会です。みんなで楽しく学びましょう！

講師：ふるさとのかい

高津 久雄さん(12日) 伊東 保泰さん(26日)

定員：15名

申込方法：1ヵ月ごとに申込必要。

6月12日・26日分の申込みは、

5月21日(月)～ ※先着順



うたごえサロン



日時：6月9日(土)

午後2時～3時30分

ピアノとギターの生伴奏でみんなで歌います♪

演奏：京都ピアノとうたの音楽ひろば

上平 知子さん 重吉 和久さん

定員：70名

申込：5月28日(月)～6月1日(金)

※多数の場合抽選



初球会からのお知らせ

☆来年度から申込方法・受講期間が変わります。

	30年度	31年度
申込方法	随時受付	3月・9月受付
受講期間	5カ月	6か月(4月~/10月~)

※移行のための調整として、平成31年3月末に卒業の方までで、今年度の申込み受付は終了とします。



Breeze(11)

去る2月、利用者の方から1通のお手紙をいただきました。内容は、所属されていた同好会の会計処理が10年近く適切に行われていないことを指摘するものでした。

驚き！でした。事務局が毎年その同好会から提出を受けている会計報告書には、適正な会計処理の状況が記載されていました。また、同好会の活動は「老人福祉センター運営要領」の中の「高齢者自主活動支援事業」（下部太枠内参照）に位置づけられており、会員の皆さんがセンターの利用規則を十分理解された上で活動されていることを前提として、事務局は、同好会の自主的・主体的な活動を尊重し、支援してきました。

しかし、お手紙によりご指摘をいただいた点は是正しなければなりません。過去10年に遡る会計処理について微細に調査を行った結果、たいへん残念な現実を知ることとなりました。

仲間づくりや生きがいを目的とする楽しいつどいの場であるはずの同好会において、本来守るべきルールが忘れ去られ、いつの間にか悪しき慣行が根付き、会計処理を巡る組織内の不和や不信という結末に至ってしまったことは悲しい限りです。

ともあれ、悪しき慣習は早急に改正することが必要ですから、可能な限り是正に取り組んだ結果、この同好会は適正な運営による新たなスタートを迎えています。また、他の同好会にとっても、老人福祉センターで活動する際に利用者が守るべき事項について、今一度確認いただく契機となりました。

さて、疏水沿いの新緑が目眩しい季節となりました。当センターでは、地元山科区の自然・歴史・文化等をより広く、より深く学んでいただくことを目指し、「ふるさと会」のご指導のもと、「ふるさと山科勉強会」を開催しています。楽しく「山科東西南北」の魅力を知る好機です。わがまち山科を愛する皆様のご参加をお待ちしております。

高齢者自主活動（同好会）で利用する際の遵守事項について

（京都市老人福祉センター運営要領より抜粋）

老人福祉センターを高齢者自主活動で利用する際に、守るべき事項は以下のとおりです。

- （ア）利用回数は月4回以内とし、利用時間は原則1回120分以内とする。
- （イ）自主活動には、定員の範囲内で随時入会できることを条件とする。
- （ウ）会費（講師謝礼・諸費用）・教材費を徴収する場合は入会前に説明を行い、徴収は原則月ごとに行う。
- （エ）会計報告は老人福祉センター及び会員全員に行う。
- （オ）講師謝礼（交通費を含む）を支払う場合は、会員1人あたりの負担は月500円以内とし、且つ、講師1人あたりへの謝礼は月10,000円を上限とする。
- （カ）他の有料教室などへの勧誘はしない。
- （キ）物品販売等の強制的な勧誘はしない。
- （ク）センター内で得た個人情報については活動以外の目的では利用しない。
- （ケ）老人福祉センター利用者心得を遵守する。

上記事項に反する場合は、その利用を制限することができる。